

研究所 月報 2020.1

健康保険の被扶養者

国内居住要件が追加

外国人労働者の受入れ拡大に伴い、2020年4月1日から健康保険法の被扶養者にも国内居住要件が求められることになりました。外国人労働者の母国に残された家族の疾病、負傷などについても日本の健康保険で給付を行うことになれば、保険財政を圧迫するからです。被扶養者として認められるには、原則として、日本国内に住所を有することが要件ですが、外国にいても被扶養者として認められる者や日本国内にいても被扶養者から除外される者など一定の例外がありますので、整理します。

■法律の条文（改正後の健康保険法第3条7項）

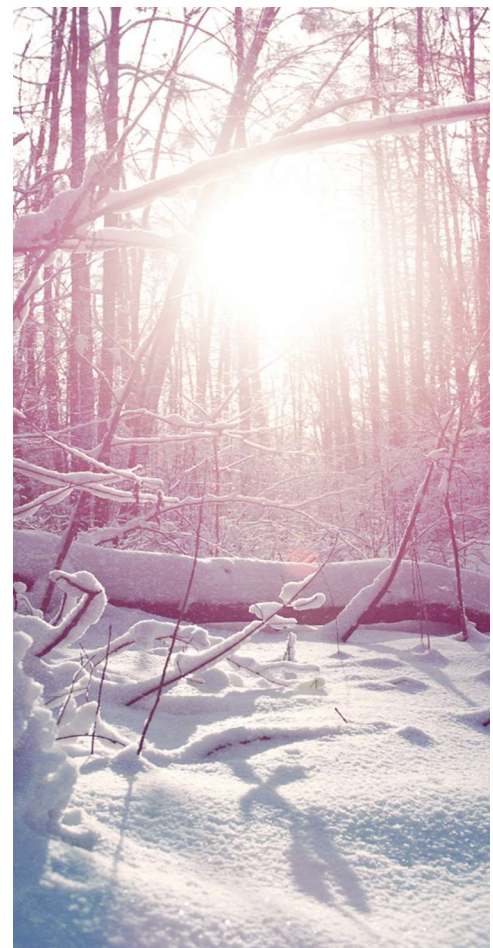
この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの（※1）をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者（※2）は、この限りでない。

■（※1）例外的に被扶養者と認められる者

- (1) 外国において留学をする学生
- (2) 日本からの海外赴任に同行する家族
- (3) 海外赴任中の身分関係の変更により新たな同行家族とみなすことができる者（海外赴任中に生まれた被保険者の子、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など）
- (4) 観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で一時的に日本から海外に渡航している者（ワーキングホリデー、青年海外協力隊など）
- (5) その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして保険者が判断する者

■（※2）例外的に被扶養者と認められない者

- (1) 「医療滞在ビザ」で来日した者。医療滞在ビザとは、日本において治療等を受けることを目的として訪日する外国人患者等及び同伴者に対し発給されるものです。
- (2) 「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者（富裕層を対象とした最長1年のビザ）



「災害への備え」、できていますか？

■企業に求められる「災害への備え」

関東地方で地震が頻発しているというニュースに接し、改めて「災害への備え」について考えたという方も多いのではないのでしょうか。企業には、災害への備えとして、人命の安全確保や物的被害の軽減のための対策、事業継続(BCP)の視点からの対策を講じておくことが求められます。中でも重要なのは、「従業員の安全を守る」ための対策です。

■災害に係る企業の安全配慮義務

企業は従業員に対する安全配慮義務を負っていますが、自然災害についても、状況によって法的責任があるものと考えてのが妥当です。たとえば東日本大震災での津波被害に係る七十七銀行事件判決では、企業は社員の生命や健康が自然災害の危険からも保護されるよう、安全に配慮する義務を負う旨が述べられています。

【七十七銀行事件判決】(仙台地判平成 26 年2月 25 日・仙台高判平成 27 年4月 22 日)

震災の津波で亡くなった従業員の遺族が、会社に安全配慮義務に基づき損害賠償を求めたが棄却されたため控訴。仙台高裁は、災害規程の避難場所に屋上を追加したことは、臨機応変に場所を選べる観点から合理性があり、津波到達予定時刻までの情報からは屋上を超える危険性は予見できず、避難場所を変更しなかったことも移動中被災する危険性があり義務違反はないとした。

■従業員を守るための対策

企業の安全配慮義務を果たし、従業員を災害から守るための対策としては、たとえば、災害時の対応マニュアルを策定して従業員向けに周知徹底しておくこと、防災訓練を実施することが挙げられます。また、社内の防災体制を整備するとともに、災害時の安否確認の方法についても情報を共有しておきましょう。いずれも当然のことではありますが、いざ事が起こったときには、当然のことがきちんと行われていたかが問われます。

首都直下型地震や南海トラフ地震も、いつ発生しても不思議ではないとされています。できるだけ早期に、「従業員の安全を守るための備え」ができているか、改めて確認しておきましょう。

ひらたコラム

タイが好きです。魚の方ではなく、国の方です。(魚も好きです)

大学で第2外国語として2年間勉強したはずのドイツ語は「ぐーてんもるげん」レベル、英語も学生英語、何なら日本語も少し怪しいというのに、タイ語はちょっと読めるようになりました。あのぐるぐるした文字も面白いし、女性の話すタイ語の語感が可愛らしい。

そしてタイ料理。辛いものが苦手にもかかわらず、あの酸っぱ辛いタイ料理になぜかとても惹かれて、トムヤムクンを家で作ることもしばしば。鍋ごと食べたい。北部と南部で味付けも様々で、県内のタイ料理屋さんを巡ってみたいと常々思っています。ช่วยบอกฉันร้านอาหารไทย♪



発行/2019年12月27日 第92号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL http://tairaken95.com

